

8

2026

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど



2026年8月号

August No. 111

もくじ

令和8年分の年末調整のための各種様式を公表（国税庁）	・・・2
電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？	・・・3
50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化	・・・4
令和8年版の高齢社会白書 65歳以上の人の約4割が仕事をしたい	・・・5
「公益通報ハンドブック（改正法（令和8年12月施行）準拠版）」 公表	・・・6
人事労務の統計指標	・・・7.8
北海道の東にある「この世の果て」 ～野付半島～	・・・9
ゆんたくひんたく	・・・10
営業日のお知らせなど	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目 8-27
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

令和8年分の年末調整のための各種様式 を公表(国税庁)

令和8年12月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和8年度税制改正による改正規定が適用されます。

また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和8年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。



例：代表的な申告書（保険料控除申告書）

令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書

市県税務署長 給与の支払者の
名称(氏名)

給与の支払者の
法人番号

給与の支払者の
所在地(住所)

(フリガナ)
あなたの氏名

あなたの住所
又は居所

記載のしるしはここに

二次元コード
令和8年度用紙
に貼付

保

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の契約者の氏名	保険等 の受取人の氏名	新・旧 の区分	給与 の支払者の 種類
一般の生命保険				(a)	円
一般の生命保険				(a)	円
一般の生命保険				(a)	円
一般の生命保険				(a)	円
16の1の新保険料等の合計額 A				①	(最高40,000円) 円
16の2の新保険料等の合計額 B				②	(最高40,000円) 円
16の3の新保険料等の合計額 C				③	(最高40,000円) 円
16の4の新保険料等の合計額 D				④	(最高40,000円) 円
16の5の新保険料等の合計額 E				⑤	(最高40,000円) 円
16の6の新保険料等の合計額 F				⑥	(最高40,000円) 円
16の7の新保険料等の合計額 G				⑦	(最高40,000円) 円
16の8の新保険料等の合計額 H				⑧	(最高40,000円) 円
16の9の新保険料等の合計額 I				⑨	(最高40,000円) 円
16の10の新保険料等の合計額 J				⑩	(最高40,000円) 円
16の11の新保険料等の合計額 K				⑪	(最高40,000円) 円
16の12の新保険料等の合計額 L				⑫	(最高40,000円) 円
16の13の新保険料等の合計額 M				⑬	(最高40,000円) 円
16の14の新保険料等の合計額 N				⑭	(最高40,000円) 円
16の15の新保険料等の合計額 O				⑮	(最高40,000円) 円
16の16の新保険料等の合計額 P				⑯	(最高40,000円) 円
16の17の新保険料等の合計額 Q				⑰	(最高40,000円) 円
16の18の新保険料等の合計額 R				⑱	(最高40,000円) 円
16の19の新保険料等の合計額 S				⑲	(最高40,000円) 円
16の20の新保険料等の合計額 T				⑳	(最高40,000円) 円
16の21の新保険料等の合計額 U				㉑	(最高40,000円) 円
16の22の新保険料等の合計額 V				㉒	(最高40,000円) 円
16の23の新保険料等の合計額 W				㉓	(最高40,000円) 円
16の24の新保険料等の合計額 X				㉔	(最高40,000円) 円
16の25の新保険料等の合計額 Y				㉕	(最高40,000円) 円
16の26の新保険料等の合計額 Z				㉖	(最高40,000円) 円
16の27の新保険料等の合計額 AA				㉗	(最高40,000円) 円
16の28の新保険料等の合計額 AB				㉘	(最高40,000円) 円
16の29の新保険料等の合計額 AC				㉙	(最高40,000円) 円
16の30の新保険料等の合計額 AD				㉚	(最高40,000円) 円
16の31の新保険料等の合計額 AE				㉛	(最高40,000円) 円
16の32の新保険料等の合計額 AF				㉜	(最高40,000円) 円
16の33の新保険料等の合計額 AG				㉝	(最高40,000円) 円
16の34の新保険料等の合計額 AH				㉞	(最高40,000円) 円
16の35の新保険料等の合計額 AI				㉟	(最高40,000円) 円
16の36の新保険料等の合計額 AJ				㊱	(最高40,000円) 円
16の37の新保険料等の合計額 AK				㊲	(最高40,000円) 円
16の38の新保険料等の合計額 AL				㊳	(最高40,000円) 円
16の39の新保険料等の合計額 AM				㊴	(最高40,000円) 円
16の40の新保険料等の合計額 AN				㊵	(最高40,000円) 円
16の41の新保険料等の合計額 AO				㊶	(最高40,000円) 円
16の42の新保険料等の合計額 AP				㊷	(最高40,000円) 円
16の43の新保険料等の合計額 AQ				㊸	(最高40,000円) 円
16の44の新保険料等の合計額 AR				㊹	(最高40,000円) 円
16の45の新保険料等の合計額 AS				㊺	(最高40,000円) 円
16の46の新保険料等の合計額 AT				㊻	(最高40,000円) 円
16の47の新保険料等の合計額 AU				㊼	(最高40,000円) 円
16の48の新保険料等の合計額 AV				㊽	(最高40,000円) 円
16の49の新保険料等の合計額 AW				㊾	(最高40,000円) 円
16の50の新保険料等の合計額 AX				㊿	(最高40,000円) 円
16の51の新保険料等の合計額 AY				㏀	(最高40,000円) 円
16の52の新保険料等の合計額 AZ				㏁	(最高40,000円) 円
16の53の新保険料等の合計額 BA				㏂	(最高40,000円) 円
16の54の新保険料等の合計額					

※赤枠は主な変更箇所

電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？(国税庁)

国税庁では、リーフレットを公表して、「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」と呼びかけています。

そのリーフレットの一部を紹介します。

このリーフレットでは、電子帳簿等保存制度や税制上の優遇措置の内容が、事業者のメリットを交えつつ、わかりやすく紹介されています。

必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。



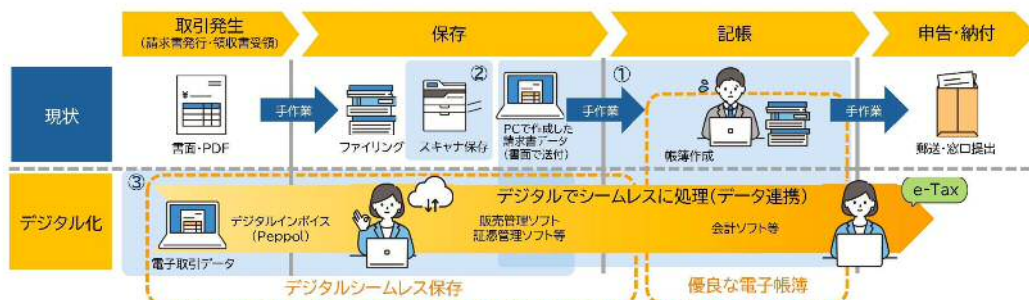
電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？ (国税庁リーフレット)

電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度を電子帳簿等保存制度といい、①電子帳簿等保存【希望者のみ】②スキャナ保存【希望者のみ】③電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要】の3つの制度に区分されています。

さらに、「優良な電子帳簿」や「デジタルシームレス保存」の要件を満たしている場合は、税制上の優遇措置が受けられます。

「デジタルシームレス保存」とは、「請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組み」を指します。



デジタル化でどんなメリットがあるの？

※経理事務がより楽に便利になります！

◆データの自動連携で

- ・入力作業がなくなってミスが減る！
- ・事務処理時間を削減できる！
- ・リアルタイムで売上や経費の把握ができる！

◆訂正削除履歴の残るシステムで

- ・作成した電子帳簿の信頼性が高まる！
- ・訂正削除が発生した原因を分析して業務改善につなげられる！

一定の要件を満たせば
税制上の優遇措置が受けられます！

- ◆青色申告特別控除75万円
(65万円から75万円へ引き上げ)
- ◆過少申告加算税の5%軽減措置
- ◆重加算税の10%加重措置の適用除外

あらかじめ
国に届け出てください

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年 4 月 1 日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきます。



労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！

周知用リーフレット

労働者数 50 人未満の事業者も
ストレスチェック
が義務になります！

令和 10 年
4月1日
スタート

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015 年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025 年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気づき・セルフケアを促すとともに、経営施策の集約・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

厚生労働省

このリーフレットでは、
ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度に取り組む意義が紹介されています。
そのうえで、各種の関連サイトの QR コードなどが紹介されています。

例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を紹介している部分



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50 人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和 8 年 2 月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版（スタートガイド）もあります



厚労省 HP
（ストレスチェック）

令和8年版の高齢社会白書 65 歳以上の人 の約4割が仕事をしたい(続けたい)

令和8年6月中旬、「令和8年版の高齢社会白書」が公表されました。

この白書は、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにするものです。

今回の白書で報告されている高齢化の状況等のポイントは、次のとおりです。



高齢化率が約 30% となっているなか、わが国では、諸外国に比べて、65 歳以上の方の就業意欲が高いようです（実際に、65 歳以上の就業者数は年々増加）。

このような状況ですので、企業としては、高齢者の方を戦力と考えて、高齢者の方が活躍できる職場づくりを進めていく必要があるでしょう。

必要であれば、お声掛けください。高齢者雇用に関する各種助成金制度や高齢者活躍企業の好事例などを紹介させていただきます。

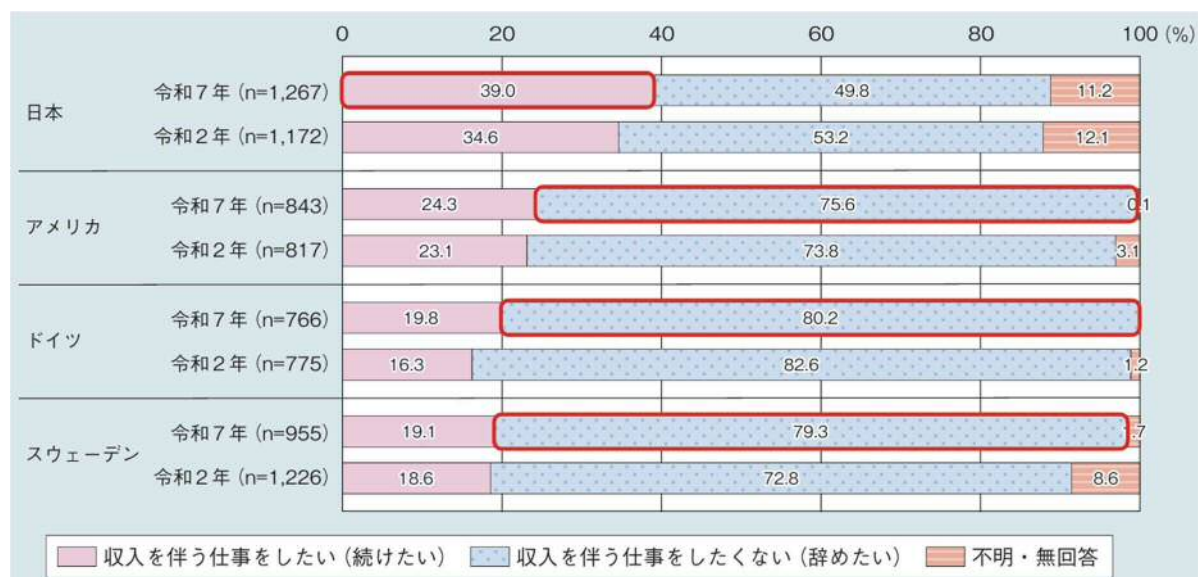
令和8年版の高齢社会白書／高齢化の状況等のポイント

●基本的な状況

- ☐ 我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は 29.4%。
- ☐ 令和 52（2070）年には、2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 4 人に 1 人が 75 歳以上となる。
- ☐ 65 歳以上の就業者数は、22 年連続で前年を上回っている。

●65 歳以上の人々の就業意欲（特集：国際比較調査）

- ☐ 収入を伴う仕事をしたい（続けたい）と思うか？



「公益通報ハンドブック(改正法(令和8年 12月施行)準拠版)」が公表されました

消費者庁から、「公益通報ハンドブック(改正法(令和8年12月施行)準拠版)」が公表されました。

これを機に、公益通報者保護法の基本を確認しておきましょう。

公益通報者保護法において、事業者の方にどのような責務が課されているのか、企業規模に応じて確認しておきましょう。



消費者庁からは、下記のハンドブックのほか、内部通報制度を導入することを

推奨するためのパンフレット(改正法(令和8年12月施行)準拠版)も公表されていますので、ご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

なお、厚生労働省のモデル就業規則には、「会社は、労働者から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う」という公益通報者の保護に関する条項が設けられており、内部通報があった場合には、公益通報者保護法に沿った対応が必要である旨が示されています。

公益通報者保護法の基本／公益通報者保護法とは？

(公益通報ハンドブックより)

公益通報者保護法とは？

国民生活の安全・安心を損なうような企業不祥事は、事業者内部の労働者等からの通報をきっかけに明らかになることも少なくありません。こうした企業不祥事による国民への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による不利益な取扱いから保護されるべきものです。

「公益通報者保護法」は、労働者等が、公益のために通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを明確にするものです。

公益通報者保護法は、
例えば以下のような場面で適用されます。

不正発見 → 通報



① 勤務先の会社の不正を発見



② 会社の窓口へ通報

会社において調査、
是正措置等

公益通報者の保護

- × 解雇
- × 懲戒
- × その他不利益な取扱い



公益通報をしたことを理由に、通報者に対して解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止されています。
(例：解雇、懲戒、降格、減給 等)

※ 不利益な取扱いの具体例についてはP34～35をご参照ください。

通報者は、解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

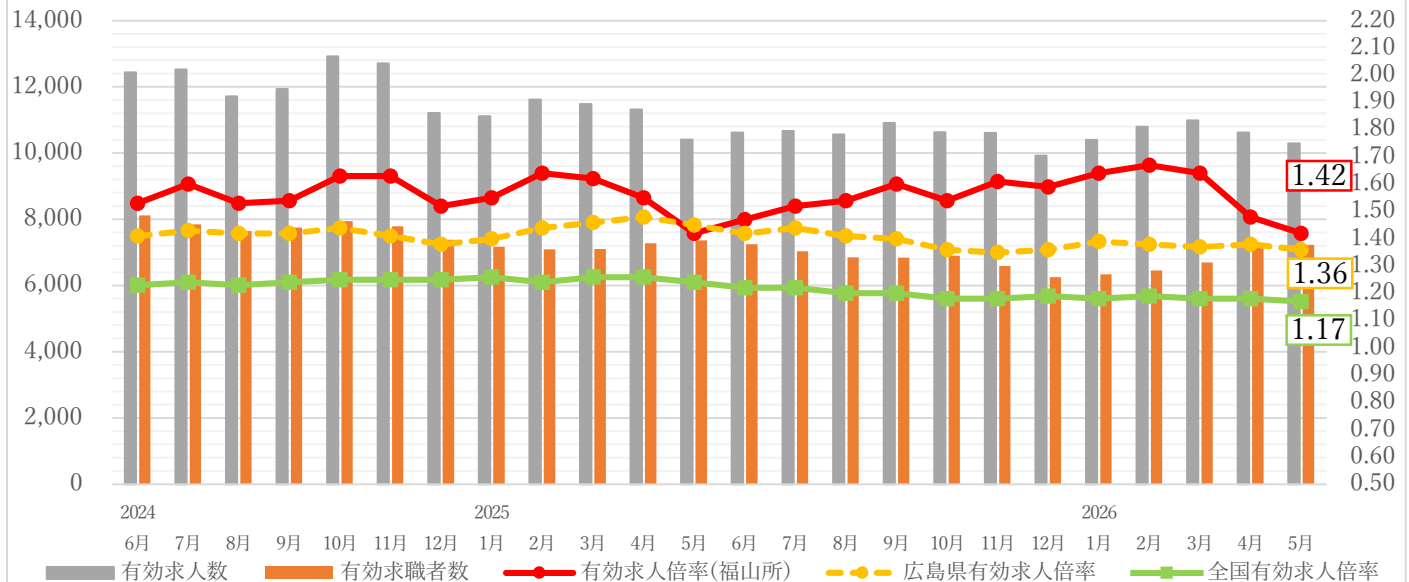
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2026 年 5 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国 1.17 倍	有効求人数	全国 2,191,784 人	有効求職者数	全国 2,020,909 人
	広島県 1.36 倍		広島県 57,460 人		広島県 42,232 人
	福山市 1.42 倍		福山市 10,294 人		福山市 7,230 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

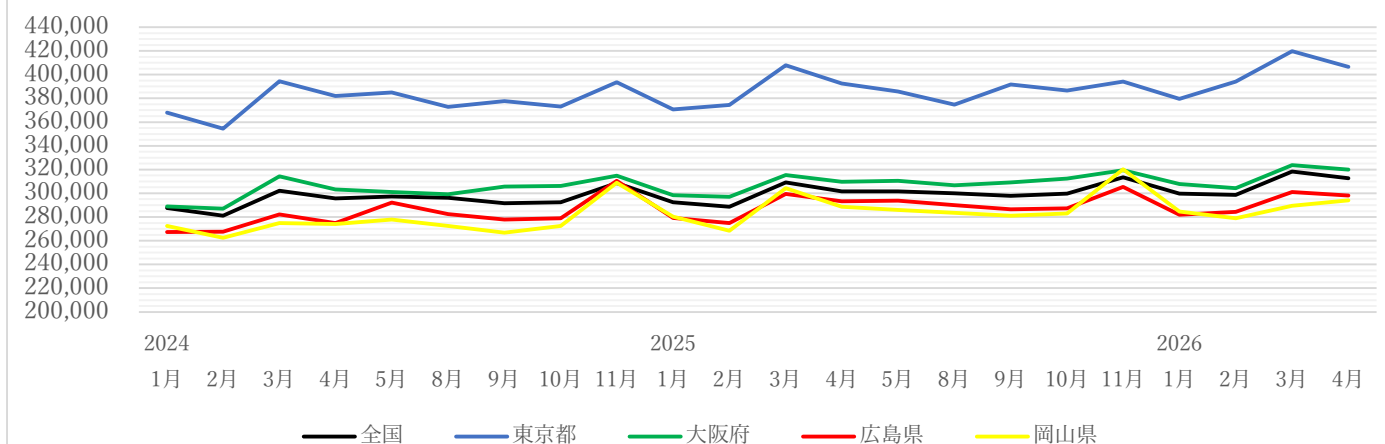
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2026 年 4 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
312,699 円	406,629 円	320,057 円	298,126 円	293,992 円

現金給与総額 (5人以上)



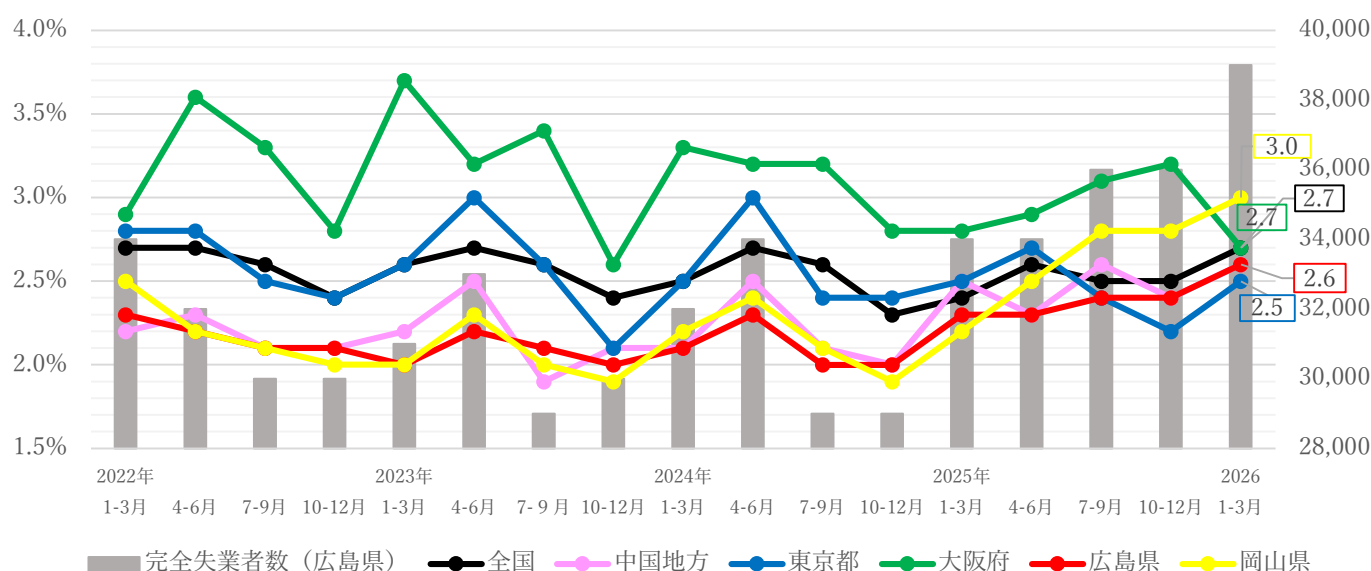
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省（mhlw.go.jp）他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2026 年 1 月～3 月期平均)

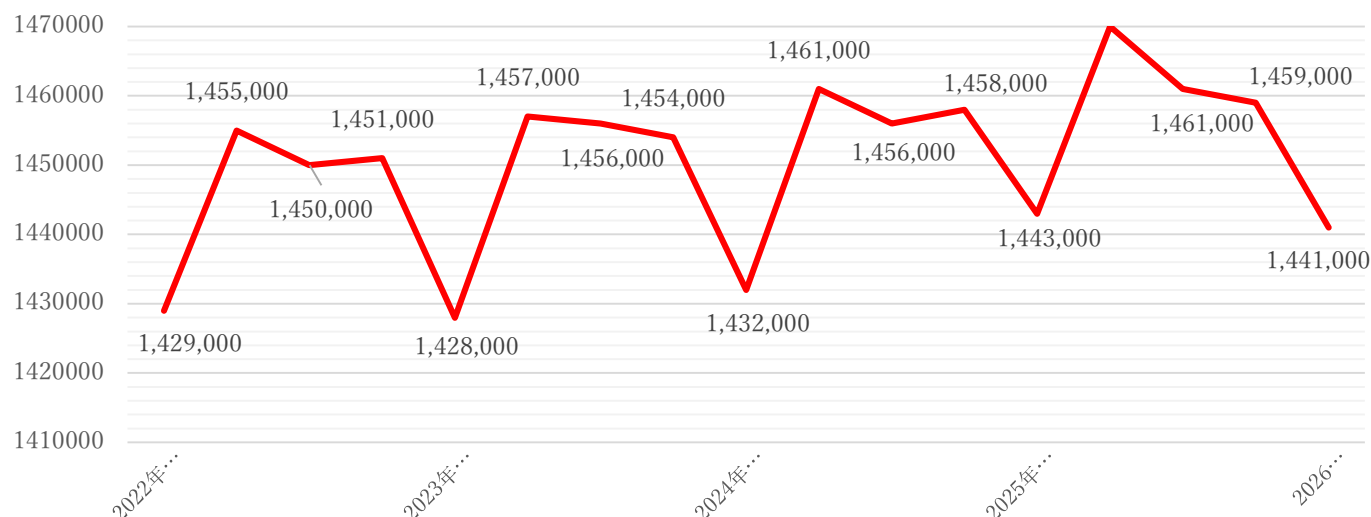
	広島県 2.4 %		広島県 36,000 人		広島県 1,459,000 人
完全失業率	東京都 2.2 %	完全失業者数	東京都 196,000 人	就業者数	東京都 8,692,000 人
	大阪府 3.2 %		大阪府 161,000 人		大阪府 4,798,000 人

完全失業者数（広島県）と完全失業率



※完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

就業者数（広島県）



参考：労働力調査 - 統計情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)他

北海道の東にある「この世の果て」 ～野付半島～

海に沈む半島。そう呼ばれる半島が日本にあることをご存知でしょうか。今回ご紹介する野付半島は、北海道の東、知床半島と根室半島の間位置する半島で、年間約 1.5 cm という急激な地盤沈下の影響により、早ければ 100 年以内には海に沈んで消滅すると言われています。

釣り針というか、しっぽというか、人工物と見間違えても不思議のない独特の形状は、海流によって運ばれた砂が長い年月にわたり堆積したことで作り上げられたそうです。北方領土・国後島まではわずか 16 km ほどの距離しかなく、北海道本土の沿岸部で最も近くに位置します。

このような位置関係から、古来より北海道本土側と千島列島の玄関口の役割を担った野付半島は、江戸時代末期までヒトとモノが行き交う要所として繁栄し、その突端には「幻の街キラク」が存在したという伝説が語り継がれています。

これから辿る運命を知るがゆえに、永遠ではない、今この瞬間にしか見られない荒涼とした景色だからこそ、訪れる人の心を強く打つのかもしれません。

観光拠点の野付半島ネイチャーセンターまでは、中標津空港から車で 45 分程度。半島に入ってから見える景色がまあ凄まじく、運転席側からの景色は秘境という言葉がピッタリで、これぞ「この世の果て感」がビシビシと伝わってきます。助手席側からは北方領土・国後島を終始目にすることができます。

この世の果てを感じる理由として、「トドワラ」「ナラワラ」という海水の浸食と潮風により立ち枯れてしまった白骨林の存在が大きいでしょう。特にお勧めしたいのはナラワラです。道路脇の駐車場から労せず退廃美を堪能できます。その一方トドワラは、ネイチャーセンターから 1.3km 先にあり、徒歩で往復 1 時間以上を要します（有料のトラクターバスを利用した時間の短縮も可能）。現在白骨林はほとんど残っておらず、こちらではまさに消滅寸前という現実を直視できます。

あと運次第にはなりますが、多くの野生動物と出会えるのも魅力の一つです。特に準備をしていない私でも、10 頭以上のエゾシカの群れ、キタキツネ、タンチョウに出会うことができました。（橋本）



ゆんたくひんたく

眩しい太陽が照り付ける夏の盛りとなりました。
庭の草木も生い茂り、勢いよく伸びて、草むしりに追われる今日この頃です。

故郷の実家が空き家になって5年になります。この空き家の庭も草木が伸びて、近所迷惑にならないよう、2か月に1回ほど剪定したり、草むしりしています。

私一人では高くて太い枝を切ることができないので、主人に高枝専門で手伝ってもらっています。私は主に雑草専門なのですが、とにかく何を栄養にしているのか、伸びが早く、広範囲に地を這うように成長しているのがとても厄介です。

特に成長が早いのが、アイビーとドクダミです。その厄介なアイビーを昔植えたのは私で、ドクダミは亡き祖母がドクダミ茶を作るために植えたものです。それが今では庭の全面を覆いつくしてしまっています。ドクダミは触ると独特な匂いをして、嫌いな方もいますが、私は嫌いではなく、祖母がお茶を作っている時に嗅いだ懐かしい記憶を思い出します。

庭を定期的に手入れする理由がもう一つあります。それは近く、実家の賃貸を計画しているからです。庭の手入れと並行して、家の中も整理しています。その中で、50年前の実家の写真が出てきて、ホッソリと一軒家ではないですが、周りに住宅もなく、場所のない家の写真を見ると、幼少期の家族の懐かしい記憶がよみがえります。

思い出が沢山詰まった実家ですが、どなたかにお貸しすることで、庭も家もそして亡くなった家族も喜ぶのではないかと思います。

借り手が見つかるまで、これから定期的に実家に帰り、思い出に浸りながら手入れをしていきたいです。
(箱田)

[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2026

8 August



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
8月

8/10

● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

● 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

